原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金
交付規則第３条第３項の規定に基づく地域振興計画

宮　城　県

令和８年９月

目次

第１　計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
１　事業地域の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（１）事業地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）原子力発電所の運転状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（３）事業地域を中心とした宮城県の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２　地域振興計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（１）地域の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
（２）地域振興計画の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
第２　全体の事業の基本計画及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
１　事業の基本計画及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（１）実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（２）交付金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（３）基金事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（４）基金により事業を実施する必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２　事業実施スケジュール等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３　事業実施場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
４　地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知の方法・・・・・・・・１２
５　地方自治体及び事業地域住民の協力・支援体制・・・・・・・・・・・・１２
６　期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
第３　個別事業の基本計画及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
１　大沢川河川改修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（１）事業の基本計画及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（２）実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
（３）全体規模及び年度別実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・１３
（４）年度別交付対象経費・交付金充当額及び基金事業計画・・・・・・・・１３
（５）他財源の内容及び金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（６）事業実施により整備された施設等の維持・運営の主体、方法及び自治体の負担額
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（７）地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（８）地方公共団体の長期的な地域振興計画との関係・・・・・・・・・・・１４
（９）類似事業との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１０）事業地域の住民の要望及び意見・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
（１１）期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
２　折立交差点改良事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（１）事業の基本計画及び内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（２）実施主体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）全体規模及び年度別実施スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・１５
（４）年度別交付対象経費・交付金充当額及び基金事業計画・・・・・・・・１５

（５）他財源の内容及び金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（６）事業実施により整備された施設等の維持・運営の主体、方法及び自治体の負担額
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（７）地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を
勘案して特に必要である理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（８）地方公共団体の長期的な地域振興計画との関係・・・・・・・・・・・・・１６
（９）類似事業との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（１０）事業地域の住民の要望及び意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
（１１）期待される効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

第１　計画の必要性

この計画は、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金交付規則（平成２７年１０月１６日経済産業省告示第２２２号。以下「交付規則」という。）第３条第３項に規定する地域振興計画として定めるものであって、交付規則第３条第１項第５号に定める公共用施設の整備を行うことにより、事業地域の地域振興及び住民福祉の向上等に寄与するための事業に関する計画である。

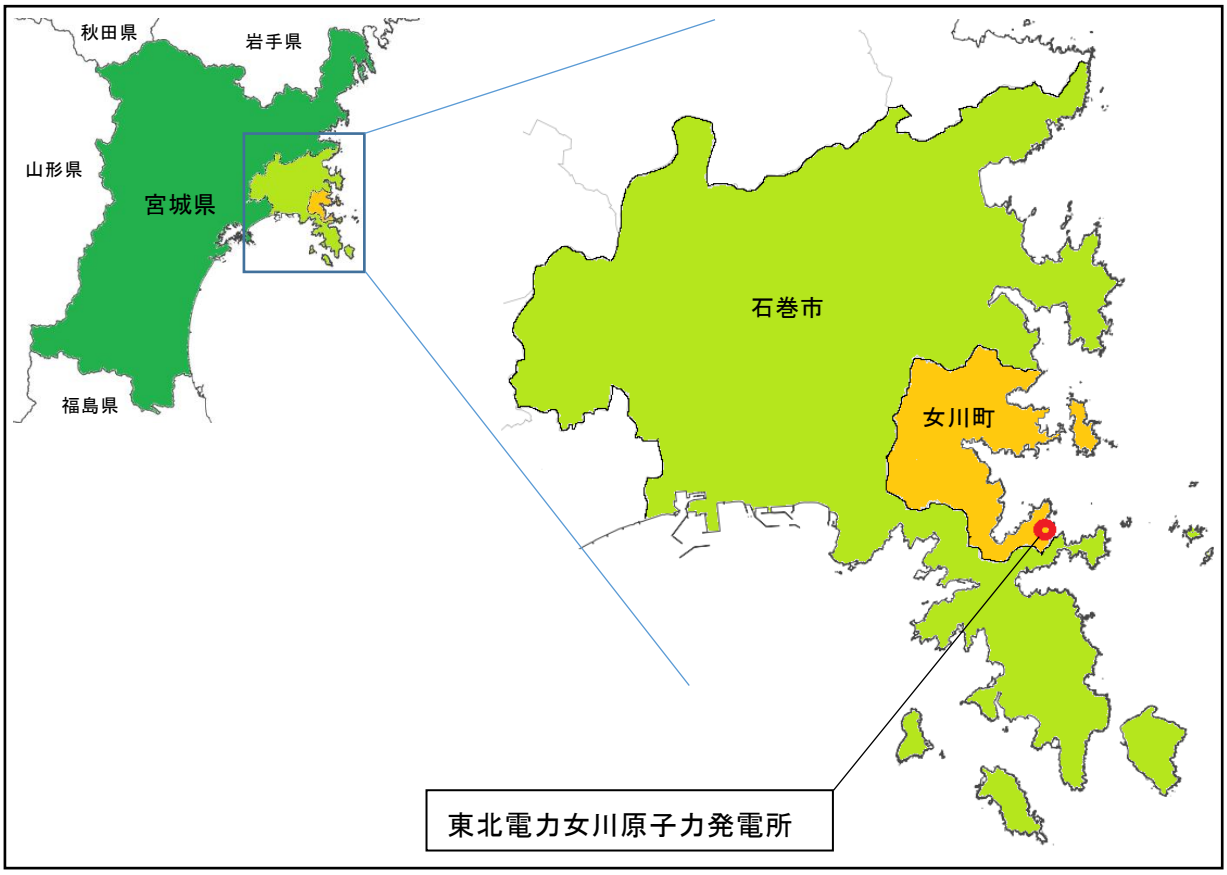
１　事業地域の特性

（１）事業地域

事業地域（交付規則第２条第２号）は次のとおりである。

事業地域の区分	市町名
①　その区域内に原子力発電施設等が設置された市町村の区域	女川町
②　①に隣接する市町村の区域	石巻市

＜事業地域位置図＞



（２）原子力発電所の運転状況

本計画の対象となる原子力発電所は、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原子力発電所」という。）である。

女川原子力発電所には、１号機（昭和５９年６月営業運転開始）、２号機（平成７年７月営業運転開始）及び３号機（平成１４年１月営業運転開始）が設置されており、これら３基により発電を行っていたが、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）の影響により、全基が自動停止した。

東日本大震災による東京電力株式会社福島第一原子力発電所での事故発生後、原子力規制委員会が設置され、原子力発電所の安全性を高めるべく厳格化された新規制基準に適合した発電所に限り、再稼働が認められることとなった。

これを受けて東北電力株式会社では、発電機出力規模や再稼働した場合の運転年数等を総合的に勘案し、安全性向上対策を行うための技術的制約が大きい１号機を廃止することとし(平成３０年１２月２１日廃止)、2・3号機に経営資源を投入し、再稼働に取り組むこととした。また、２号機は、新規制基準に適合させるための安全対策工事を令和６年５月に終え、同年１１月に再稼働し、１２月から営業運転を開始している。

なお、３号機については、平成２３年９月１０日から定期事業者検査が実施されており、現在、安全維持点検等を行っている。

＜女川原子力発電所設備概要等＞

項　目		１号機	２号機	３号機
設備概要	定格電気出力	524,000kW	825,000kW	825,000kW
	原子炉型式	沸騰水型（BWR）	沸騰水型（BWR）	沸騰水型（BWR）
主要経緯	原子炉設置許可年月日	S45.12.10	H1.2.28	H 8.4.12
	着工年月日	S54.12.25	H1.8. 3	H 8.9.11
	営業運転開始年月日	S59. 6. 1	H7.7.28	H14.1.30
稼働等の状況		廃止 (H30.12.21)	再稼働 (R6.11.15)	定期事業者検査中 (H23.9.10～)

＜２号機再稼働に関する主な経緯＞

時　期	手続等
H25.12.27	・原子炉設置変更許可申請（東北電力株式会社） ・工事計画認可申請（東北電力株式会社） ・原子炉施設保安規定変更認可申請（東北電力株式会社）
H26.1.16～	・新規制基準適合性審査（原子力規制委員会）
R2.2.26	・新規制基準適合審査書の決定及び原子炉設置変更許可 （原子力規制委員会）
R2.3.2	・経済産業大臣が知事に対し、地元同意を要請
R2.11.11	・知事が再稼働への同意を表明（11.18 に経済産業大臣へ伝達）
R3.12.23	・工事計画認可（原子力規制委員会）

時　期	手続等
R4.2.15	・原子炉施設保安規定変更認可（原子力規制委員会）
R6.5.27	・安全対策工事完了
R6.9.3～9	・燃料装荷
R6.10.29	・原子炉起動
R6.11.15	・再稼働（発電再開）
R6.12.26	・営業運転開始

（３）事業地域を中心とした宮城県の特性

ア　地勢

（ア）宮城県の地勢

宮城県は、東北地方南東部に位置し、東は太平洋に面し、西は秋田・山形の両県に、南は福島、北は岩手県にそれぞれ隣接している。

地形は、西部に標高 1,000m を超える諸峰を有する奥羽山脈が南北に走り、北東部には北上山地が岩手県より南下し、牡鹿半島に達している。南部は、阿武隈山地が走り、これらの間には標高 100m 前後の丘陵地と北上川、鳴瀬川、名取川、阿武隈川などによって形成された豊かな穀倉地帯である沖積平野が広がっている。

県土面積は 7,282 ㎢で国土面積の 1.9％を占め、海岸線は総延長約 824.7 ㎞にわたり、その中央部には牡鹿半島が突出して、海岸を南北に分割し、北部は岩手県南部に連なる三陸南沿岸、南部は仙台塩釜港を形成する仙台湾沿岸である。

こうした山地、河川、海岸線が織りなす複雑な地形は、各地に景勝地を作り出すとともに、農林水産業が発達する基盤となっている。また、本県沖合は、黒潮分派、親潮分派、津軽暖流などの寒暖流が交錯する生産性の高い海域であり、金華山・三陸沖漁場は世界三大漁場の一つとして知られている。

（イ）事業地域の地勢

女川原子力発電所が立地する女川町及び隣接する石巻市は、県北東部に位置している。

女川町は、牡鹿半島基部にあり、北から南東にかけて石巻市に接し、太平洋に面した女川湾を囲むように位置しており、面積は 65.35 ㎢となっている。標高 400m を超える山々が太平洋を囲んで女川湾となり、その沖合には、出島大橋によって本土と繋がった出島や江島などの離島が点在している。

現在の石巻市は、平成１７年４月 1 日に旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧桃生町、旧北上町、旧牡鹿町の１市６町が合併して誕生した。面積は 554.55 ㎢という広大な面積を有しており、北上川流域の中央部と西部は肥沃な平坦地が広がっているほか、東部と牡鹿半島は北上山地の最南端に位置し、海岸は風光明媚なリアス式海岸となっている。牡鹿半島先端には石巻市鮎川地区があり、その沖合には金華山や田代島、網地島など大小の島々が点在している。

イ　気候

宮城県は太平洋岸型の温帯性湿潤気候に属しているが、平野が広がる東部と、山地が多い西部とでは、異なった特性が見られる。

事業地域である女川町及び石巻市を含む県東部は、太平洋に面しているため海風が入りやすく、一年を通じて比較的温暖な気候となっている。一方、奥羽山脈の裾野に当たる県西部は、夏の暑さはそれほど厳しくないものの、冬は季節風の影響を受けて降雪量が多くなるのが特徴である。

ウ　人口

本県の人口は、平成１５年の推計人口の 237 万 1,683 人をピークに減少に転じている。平成２４年及び２５年には、東日本大震災に伴う復興特需の影響もあり微増したものの、平成２６年に再び減少に転じ、以降は減少傾向が継続している。

令和７年の国勢調査（速報値）による宮城県の人口は 222 万 7,240 人で、前回調査の令和２年と比べると、7 万 4,756 人減少している。これまで増加傾向にあった仙台都市圏も人口減少に転じており、事業地域である女川町及び石巻市を含め、県内各地域で人口減少が進んでいる。

〈人口の推移〉　（単位：人）

	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R7
宮城県	2,328,739	2,365,320	2,360,216	2,348,165	2,333,899	2,301,996	2,227,240
女川町	13,044	11,814	10,723	10,051	6,334	6,430	5,916
石巻市	178,923	174,778	167,324	160,826	147,214	140,151	128,827

エ　産業

宮城県は、東北地方唯一の政令指定都市である仙台市に商業・業務機能が集積しており、卸売・小売業をはじめとする第三次産業が県経済の中心となっている。また、交通・物流網の整備を背景として製造業の集積が進むとともに、仙台平野を中心とした農業や三陸沿岸の水産業も地域を支える産業となっている。

令和５年度の県内総生産は、名目では 10 兆 509 億円で前年度に比べ 4,743 億円の増加、実質では９兆 6,585 億円で 1,582 億円の増加となっており、名目は２年ぶりの増加、実質は３年連続の増加となった。経済活動別構成比をみると、第三次産業が 77.4%、第二次産業が 21.3%、第一次産業が 1.3%となっている。

女川町は、リアス式海岸に面し、天然の良港が形成されており、カキ、ホタテ、ホヤ、銀鮭等の養殖業が盛んである。また、世界三大漁場の一つである金華山・三陸沖漁場が近いことから、魚市場には年間を通じて、暖流・寒流の豊富な魚種が数多く水揚げされている。

石巻市は、農林水産業、工業、商業の産業がバランスよく発展し、多様性に富んでいる。特に水産加工等による食料品やパルプ・紙加工品、木材・木製品が三大製品となっている。

オ　東日本大震災からの復興

東日本大震災による地震と津波は、女川町及び石巻市をはじめとする県内各地に甚大な被害をもたらした。本県では、「宮城県震災復興計画」（平成２３年度～令和２年度）に基づき、「災害に強く安心して暮らせるまちづくり」や、「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」といった基本理念の下、被災者の生活再建や産業の再生、公共土木施設の復旧など、復旧・復興に向けた取組を進めてきた。その結果、ハード面については、令和２年度末までに、生活に密着したインフラの整備や、災害に強いまちづくりなど、多くの地域で取組が完了した。一方、ソフト面については、被災者の心のケアや地域コミュニティの再生・形成、回復途上にある産業の再生支援といったきめ細かな取組について、引き続き中長期的な対応が必要な状況である。

令和２年度で終了した宮城県震災復興計画は、本県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和２年１２月策定）に引き継がれ、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」に取り組んでいる。

カ　県土の強靱化に向けた取組

本県では、激甚化・頻発化する自然災害やデジタル化の進展など、昨今の社会情勢の変化等を踏まえ、令和７年３月に改訂した国土強靱化地域計画に基づき、事前防災及び減災に係る様々な対策を進め、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な県土づくりに取り組んでいる。

２　地域振興計画の必要性

（１）地域の現状

事業地域は、世界三大漁場の一つに数えられている金華山・三陸沖漁場に近接することから、漁業や水産加工業が盛んであり、また、北上高地の山々、リアス式海岸、離島など自然環境にも恵まれていることから、自然を生かした観光業も盛んである。

一方で、東日本大震災による人口流出も相まって、人口減少と少子高齢化が進行しており、今後も人口減少が見込まれている。人口減少は、経済の縮小や労働力の低下など様々な影響を及ぼし、ひいては地域の活力低下につながることから、事業地域が将来にわたって持続的に発展していくためには、住民が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるとともに、交流人口や関係人口の拡大を図る取組が重要となっている。

また、東日本大震災以降、「復興道路」として整備が進められてきた三陸沿岸道路が令和３年１２月に全線開通したほか、石巻女川インターチェンジが設置されたことで、首都圏や仙台都市圏とのアクセスが向上し、産業や観光等の活性化が期待されている。

一方で、事業地域の主要道路である国道 398 号は、住民の日常生活や地域経済、観光等の産業を支えているほか、災害等の緊急時には、地域住民の円滑な避難や救援活動に寄与しているが、急傾斜の山が海岸線に迫るリアス式海岸特有の地形を縫う路線であることから、台風等による土砂災害や東日本大震災に起因する地盤沈下

等による冠水被害が発生しているほか、交通渋滞も生じている。このため、日常生活に支障を来しているとして、地域から一刻も早い改善への要望が寄せられている。

以上のように、事業地域を取り巻く状況は依然として厳しく、これまでも電源立地地域対策交付金等を活用して地域振興や住民福祉の向上等に取り組んできたところであるが、地域が抱える課題の解決に向け、更なる取組を進めていく必要がある。

（２）地域振興計画の必要性

女川原子力発電所２号機の再稼働により、産業や経済活動の活性化が期待されている一方で、更なる安全・防災対策の充実も求められている。このため、事業地域における住民の日常生活や産業・経済活動、救急・防災活動等を支える道路等のハード整備を計画的に実施していくことが重要である。

以上により、事業地域の地域振興及び住民福祉の向上等に寄与するため、県において、「大沢川河川改修事業」及び「折立交差点改良事業」を実施するための地域振興計画を策定するものである。

第２　全体の事業の基本計画及び内容

１　事業の基本計画及び概要

（１）実施主体

宮城県

（２）交付金事業

実施主体	事業名	事業概要
宮城県	基金造成事業	大沢川河川改修事業及び折立交差点改良事業を実施するため、必要額を基金に積み立てるもの。

（３）基金事業

実施主体	事業名	事業概要
宮城県	大沢川河川改修事業	台風や大雨の際に浸水被害が生じ、道路が通行止めになることから、河川改修を行うもの。
	折立交差点改良事業	国道 398 号の女川町方面から県道 234 号稲井沢田線への右折レーンが狭く、渋滞が発生していることから、右折レーンの拡幅等を行うもの。

（４）基金により事業を実施する必要性

いずれの事業も地域住民の日常生活や産業・経済活動、救急・防災活動等を支える主要道路である国道 398 号上で行うことから、車両の通行を適切に確保しながら施工することが求められる。また、令和８年度以降に調査測量や用地買収を予定しているほか、事業実施に当たっては、複数の関係者や事業との調整を要するため、各年度の事業額に変動が生じる可能性が高いことから、基金を造成した上で事業を実施する必要がある。

２　事業実施スケジュール等

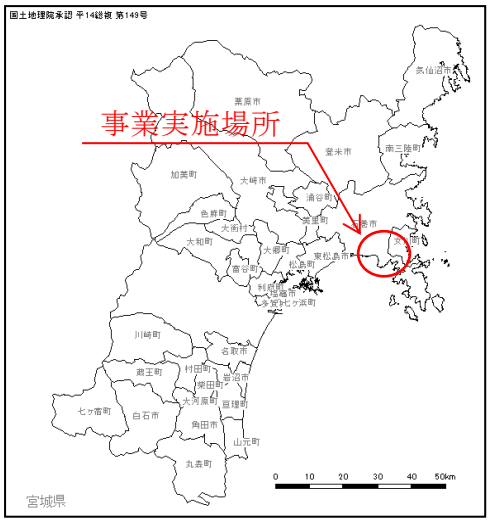
（単位：百万円）

実施事業	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度	計
基金造成事業	→	→	→						
	400	300	300						1,000
	400	300	300						1,000
大沢川河川改修事業	→	→	→	→	→	→			
	35	250	310	300	240	200			1,335
		250	310	300	40				900
折立交差点改良事業		→	→						
		10	90						100
		10	90						100

※）上段は交付対象経費又は事業費、下段は交付金又は基金充当額。

※）基金取扱要領において、基金の処分は、造成した翌年度から５年以内とされている。

3　事業実施場所


国土地理院承認 平14総複 第149号
事業実施場所
宮城県
0 10 20 30 40 50km


折立交差点改良事業
大沢川河川改修事業
女川町
硯上山万石浦県立自然公園
万石浦(大沢)
万石浦(針浜)
女川
指ヶ浜
竹浦
桐ヶ崎
高白トンネル
五部浦第二トンネル
五部浦トンネル
鳳鳴トンネル
水分トンネル
渡波
蛤浜
折ノ浜
桃ノ浦
塚浜
飯子浜
野野浜

4　地域振興計画の事業地域の住民への公開及び周知の方法

事業の実施に当たっては、本計画の内容や工事の進捗状況等について、本県ホームページ等で公開し、周知を図っていく。

5　地方自治体及び事業地域住民の協力・支援体制

実施事業については、女川町長及び町議会から整備を求める意見書が提出されているほか、国に対して知事・石巻市長・女川町長の連名で要望している国道 398 号沢田工区の関連工事となっている。また、事業選定に当たっては、日頃から地域住民の意見・要望を把握している地元自治体と十分に調整した上で計画したものであり、地域の協力・支援は得られるものと考えている。

今後、事業実施に当たっては、各市町を通じて改めて地域住民の協力を求めていく予定である。

6　期待される効果

事業を実施することにより、地域住民の日常生活や産業・経済活動、救急・防災活動等を支える国道 398 号の通行機能が強化されることから、事業地域の地域振興及び住民福祉の向上等に寄与することが期待される。

第３　個別事業の基本計画及び内容

１　大沢川河川改修事業

（１）事業の基本計画及び内容

台風や大雨の際に浸水被害が生じ、道路が通行止めになることから、国直轄権限代行により実施する国道 398 号沢田工区の整備事業に合わせて、現河道を拡幅する河川改修を計画している。

（２）実施主体

宮城県

（３）全体規模及び年度別実施スケジュール

事業内容	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度
物件調査		→	→					
用地補償	→	→	→	→				
施工		→	→	→	→	→		

（４）年度別事業費及び基金事業計画　　（単位：百万円）

事業内容	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度
物件調査		10	10					
		10	10					
用地補償	35	40	110	120				
		40	110	120				
施工		200	190	180	240	200		
		200	190	180	40			

※）上段は事業費、下段は基金充当額。

＜基金事業計画＞　　（単位：百万円）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度	R15 年度
事業内容	用地補償	物件調査 用地補償 施工	物件調査 用地補償 施工	用地補償 施工	施工	施工		
事 業 費	35	250	310	300	240	200		
造 成 額	300	300	300					
処 分 額		250	310	300	40			

（５）他財源の内容と金額

緊急自然災害防止対策事業債　３５百万円（令和８年度用地補償）

（６）事業実施により整備された施設等の維持・運営の主体、方法及び自治体の負担額

○　施設等の維持・運営主体及び方法

本交付金により整備した河川の維持管理は、河川法に基づき、宮城県が適切に管理を行う。

○　自治体の負担額

架替えした橋梁の維持管理費用については、女川町の負担となるが、効率的かつ適正な維持管理の確保ができるよう努める。

（７）地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由

本事業を実施することで、地域住民の日常生活や産業・経済活動、救急・防災活動等を支える国道 398 号の通行機能が強化されることにより、事業地域の地域振興及び住民福祉の向上等に寄与し、住民の安心・安全を確保することにつながるため、原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要であると考える。

（８）地方公共団体の長期的な地域振興計画との関係

本県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和２年１２月策定）において、「強靭で自然と調和した県土づくり」を政策推進の基本方向の一つとして位置付けており、その取組として「生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実」を掲げている。

このように、本計画は本県の長期計画に整合するものであり、長期計画の実現に向け必要な事業である。

（９）類似事業との比較

地域振興計画に位置づけられた事業の実施にあたっては、河川法の河川として本県が通常行う事業と同じ基準（土木工事標準積算基準書、共通仕様書、宮城県が施行する公共事業に伴う損失補償基準）に従って実施する。

（１０）事業地域の住民の要望及び意見

事業箇所は、台風や大雨の際に浸水被害が生じ、地域住民の日常生活や産業・経済活動、救急・防災活動等に支障を来していることから、地域から一刻も早い改善への要望が寄せられている。

（１１）期待される効果

事業実施により、１０年に１回降る確率の雨に対して、安全が確保される。

2　折立交差点改良事業

（1）事業の基本計画及び内容

国道 398 号の女川町方面から県道 234 号稲井沢田線への右折レーンの幅員が狭く、渋滞が発生していることから、交差点の改良を行うことを計画している。

（2）実施主体

宮城県

（3）全体規模及び年度別実施スケジュール

事業内容	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
測量設計		→					
移設補償			→				
施工			→				

（4）年度別事業費及び基金事業計画　　（単位：百万円）

事業内容	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
測量設計		10					
		10					
移設補償			10				
			10				
施工			80				
			80				

※）上段は事業費、下段は基金充当額。

＜基金事業計画＞　　（単位：百万円）

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度	R13 年度	R14 年度
事業内容	調査測量	設計	補償・施工				
事 業 費		10	90				
造 成 額	100						
処 分 額		10	90				

（5）他財源の内容及び金額

該当なし

（６）事業実施により整備された施設等の維持・運営の主体、方法及び自治体の負担額

○　施設等の維持・運営主体及び方法

本交付金により整備した道路の維持管理は、道路法に基づき、宮城県が適切に管理を行う。

○　自治体の負担額

道路管理者である宮城県が負担する。

（７）地域振興計画に掲げる事業が原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要である理由

本事業を実施することで、地域住民の日常生活や産業・経済活動、救急・防災活動等を支える国道 398 号及び県道 234 号稲井沢田線の通行機能が強化されることにより、事業地域の地域振興及び住民福祉の向上等に寄与し、住民の安心・安全を確保することにつながるため、原子力発電施設等の稼働状況の変化による影響等を勘案して特に必要であると考える。

（８）地方公共団体の長期的な地域振興計画との関係

本県の総合計画である「新・宮城の将来ビジョン」（令和２年１２月策定）において、「強靱で自然と調和した県土づくり」を政策推進の基本方向の一つとして位置付けており、その取組として「生活を支える社会資本の整備、維持・管理体制の充実」を掲げている。

このように、本計画は本県の長期計画に整合するものであり、長期計画の実現に向け必要な事業である。

（９）類似事業との比較

地域振興計画に位置づけられた事業の実施にあたっては、道路法の道路として本県が通常行う事業と同じ基準（土木工事標準積算基準書、共通仕様書、宮城県が施行する公共事業に伴う損失補償基準）に従って実施する。

（１０）事業地域の住民の要望及び意見

事業箇所は、国道 398 号の女川町方面から県道 234 号稲井沢田線に向かう交差点であるが、右折レーンが狭いため渋滞が発生し、支障を来していることから、地域から一刻も早い改善への要望が寄せられている。

（１１）期待される効果

右折レーンを拡幅し、十分な幅員を確保することで、直進車両が円滑に通過することが可能となり、渋滞の解消が期待される。